

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

塩谷町長 見形 和久

市町村名 (市町村コード)	塩谷町 (09384)
地域名 (地域内農業集落名)	大宮地区3 (大宮上・中・下)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月12日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・圃場整備が進んでおり、平地で耕作がしやすい。
・地域内で後継者のいる農家が少ない。
・荒川沿いの農地は獣害を受ける圃場が多くなってきた。
・農機具が高く、農業機械の更新や農業資材の高騰に課題を抱えている農家が多い。
・住宅地の圃場は小さく、水利の課題もあるため、今後の集積に不安がある。
【地域の基礎的データ】
農業者:68人、中心経営体:11経営体、担い手集積率:59.0%(うち地区内経営体率:72.6%)

(2) 地域における農業の将来の在り方

・今後も引き続き水稻を中心に作付けをおこなっていき、農地の集約化や作業の効率化を図り、所得が得られる農業経営を目指していく。
・転作作物として麦や大豆、施設園芸でトマトやスプレー菊も継続し、収益性の高い作物に取り組んでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	180 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	180 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域内の全ての農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、耕作の継続が難しい農地等は今後検討とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地交換や農地集積、集約を推進するための、支援員を設置する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地バンクに貸し付ける際は、目標地図を参考に調整するなど関係機関の情報共有を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
・再圃場整備をおこない、農地の大区画化や農道の整備を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・農業に関わる作業をイベント化して、グリーンツーリズムとも連携し、非農家も農業に携わる機会を増やしていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・多面的組織を活用して、空き農地や空き家の管理保全を行い、地域の環境を整備していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ、シカによる被害が頻発しており、防止柵を設置するとともに管理体制を構築していく。
 ③スマート農業を推進し、作業省力化を図り、町への支援も要望していく。
 ⑦耕作者だけでなく、土地の所有者も一体となって農地の保全管理に取り組んでいく。
 ⑦多面的機能支払交付金(大宮上・大宮中地区)を活用し、地域での圃場管理を行っていく。